

医 第 04230002 号
健 第 04230004 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

各医療機関・薬局等 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底等について (依頼)

平素は本県の保健医療行政、とりわけ新型コロナウイルス感染症患者への対応にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関における院内感染対策の徹底については、これまで、令和 2 年 4 月 2 4 日付け医第 04240002 号、健第 04240002 号、令和 2 年 6 月 1 9 日付け医第 06170002 号、健第 06170003 号、令和 2 年 7 月 3 1 日付け医第 07300009 号、健第 07300003 号、令和 2 年 1 1 月 1 9 日付け医第 11170005 号、健第 11170002 号、及び令和 2 年 1 2 月 2 3 日付け医第 12210001 号、健第 12210003 号により医療従事者の感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

今般、全国的に新型コロナウイルス変異株の感染が拡大し、それに伴い医療提供体制への負荷が非常に高くなり、大阪など一部地域に緊急事態宣言が発出される事態となっております。

本県においては、今月中旬から新規感染者が過去最多の水準となり、コロナ患者受入病床が逼迫したため、受入病床を増やすなどの対応を行っているところです。

そのような中、県内の医療機関において院内感染によるクラスターが発生するなど、一般医療への影響が懸念される事態が発生しています。

つきましては、県内の医療提供体制を堅持するため、各医療機関においては再度、自院の院内感染対策の実施状況を確認し、感染防止に万全を期するよう、改めてお願いいたします。

(参考資料)

○国立国際医療センターにおける新型コロナウイルス感染症院内感染対策マニュアル (別添 1)
※院内感染対策の実務の参考として情報提供します。別添は表紙のみ、本文は以下の URL からダウンロードしてください。

http://www.ncgm.go.jp/covid19/pdf/2021.3.10_COVID-19.pdf

○これまでの通知 (別添 2)

○県民の皆様へのお願い (令和 3 年 4 月 2 3 日付け) (別添 3)

(担当)

医務課 医事調整班 近田、高川

電話 : 073-441-2600

FAX : 073-424-0425

健康推進課 感染症対策班 仲

電話 : 073-441-2643

FAX : 073-428-2325

NCGMにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19) (疑い含む)
院内感染対策マニュアルV.4.2

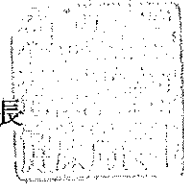
2021.3.10 改定 院内感染管理室

お問い合わせ等ございましたら院内感染管理室までご連絡ください。

医第12210001号
健第12210003号
令和2年12月23日

各医療機関・薬局等 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長



新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底等について（依頼）

平素は本県の医療行政とりわけ新型コロナウイルス感染症患者への対応にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関における院内感染対策の徹底については、これまで、令和2年4月24日付け医第04240002号、健第04240002号、令和2年6月19日付け医第06170002号、健第06170003号、令和2年7月31日付け医第07300009号、健第07300003号、及び令和2年11月19日付け医第11170005号、健第11170002号により医療従事者の感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

今般、全国的な感染症患者の急増を受け、県内においても患者の発生増加が懸念される中、年末年始の医療提供体制を堅持するため、各医療機関においては引き続き院内感染対策に万全を期するよう、改めてお願いします。

特に、エアロゾルが発生する可能性のある手技（酸素投与、気道吸引、気管内挿管等）の実施にあたっては、感染防止に十分にご留意いただきますようお願いいたします。

また、院内感染対策をはじめとした、新型コロナ感染症患者への対応が長期化する中、日々業務にあたられている医療従事者の心理的負担は増加しているものと思われま

す。県では、精神保健福祉センターにおいて、医療従事者も含め県民の皆様からの心のケアに関する相談を受け付けております。

各管理者におかれましては、県の相談窓口も積極的に活用され、医療従事者の心身のケアをお願いします。

なお、各医療機関が、従業員の健康管理としてメンタルヘルス相談等を実施する場合は、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援対策事業」の対象となりますので、その旨申し添えます。

新型コロナウイルス感染症とこころのケアについて

和歌山県精神保健福祉センター「こころの電話」

TEL 073-435-5192

平日午前9:30～12:00 午後1:00～午後4:00

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」

和歌山県HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

福祉保健部健康局医務課 医事調整班

TEL: 073-441-2955 (平日9:30～12:00 / 13:00～17:00)

担当

医務課 医事調整班 山本 山門

電話: 073-441-2600

FAX: 073-424-0425

健康推進課 感染症対策班 花光 並川

電話: 073-441-2643

FAX: 073-428-2325

新型コロナウイルス感染症とこころのケアについて

新型コロナウイルス感染予防のため、これまでの生活で出来ていたことが制限されこれまでとは異なる生活リズムになるなど、今までの日常と違った生活を送っている方が多いと思います。

そんな生活が長引けば、ストレスを感じたり、感情が不安定になったり、体調が悪くなるなど、様々な変化があらわれることがあります。

気持ちの変化

- 涙もろくなる
- イライラし、怒りっぽくなる
- 不安になる
- 絶望的な気持ちになる
- 誰とも話したくない

身体の変化

- 疲れやすい
- 頭痛
- 腹痛
- 気分が悪い
- 眠れない
- 食欲がない

行動の変化

- お酒の量が増える
- 引きこもりがちになる
- 暴力的になる

認知の変化

- 集中できない
- 思い出せない
- 考えがまとまらない
- マイナスな考えになる

上記のような「気持ちの変化」や「身体の変化」などが続くことがあります。今のように日常生活、仕事、学業、余暇の過ごし方などの生活様式が変化した中では多くの方に起こりうる正常な心と身体の反応です。

この事を理解し、普段から出来る次のことを心がけましょう。

- ・規則正しい生活を心がけましょう。
- ・信頼できる人と話すと気持ちが楽になります。電話やSNS等でつながりを持ちましょう。
- ・アルコールやタバコ、薬物に依存しないようにしましょう。
- ・メディアの情報に触れすぎると不安が高まることがあります。時間を決め、信頼できるところから情報を得るようにしましょう。

それでも「気持ちの変化」などの状態が長期間に渡り続くようであれば、どなたでも下記の「こころの電話」にご相談ください

感染された方やご家族、医療従事者をはじめ県民の方々どなたでも結構です。

誰かに話すことで気持ちが楽になることがあります。お一人で抱え込まず、ご相談ください。

和歌山県精神保健福祉センター 「こころの電話」

TEL 073 - 435 - 5192

平日 午前 9:30 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 午後 4:00





医第11170005号
健第11170002号
令和2年11月19日

各医療機関・薬局等 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長



新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底について (依頼)

平素は本県の医療行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療機関における院内感染対策の徹底については、これまで、令和2年4月24日付け医第04240002号、健第04240002号及び令和2年6月19日付け医第06170002号、健第06170003号、令和2年7月31日付け医第07300009号、健第07300003号により医療従事者の感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症の発生報告数が再度増加している状況に加えて、医療従事者の感染例も報告されていることから、医療機関におかれましては、改めて感染防止対策をお願いするとともに、医療機関に関連する全ての関係者の体調管理の徹底をお願いいたします。

特に院内感染はクラスター発生の重大な要因となることから、院内感染防止対策を徹底いただきますよう、併せてお願いいたします。

また、県から県民の皆様は新型コロナウイルス感染症について、別紙1のとおり特に御留意頂きたい8箇条をお願いしておりますので申し添えます。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業において、マスク、フェイスシールド、エプロン、手袋など医療用物資の購入が可能ですので、感染拡大に向けた十分な備えをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」

和歌山県HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

福祉保健部健康局医務課 医事調整班

TEL: 073-441-2955 (平日9:30~12:00 / 13:00~17:00)

担当

医務課 医事調整班 山本 山門

電話: 073-441-2600

FAX: 073-424-0425

健康推進課 感染症対策班 花光 並川

電話: 073-441-2643

FAX: 073-428-2325

新型コロナウイルス感染症対策に係る県民へのお願いについて

【特に御留意いただきたい8箇条】

- ・特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ◇ ◇
- ・症状がある人は通勤通学を控えてクリニック
- ・事業所では発熱チェック
- ◇ ◇
- ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・病院、福祉施設サービスは特に注意
- ◇ ◇
- ・濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・クリニック等は疑い症例を積極的に発見

〈特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴う飲食をしない〉

- ・大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

〈遅くまで集団で会食・宿泊〉

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

〈症状がある人は通勤通学を控えてクリニック〉

- ・発熱など症状があるにもかかわらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが見受けられます。通勤や通学前に検温をして、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診してください。

〈事業所では発熱チェック〉

- ・事業所においても従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。



〈各事業所で感染拡大予防ガイドライン〉

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。県内の事業所ではガイドラインを守られている事業所が多い状況ですが、全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター掲示（※1）をお願いします。

〈病院、福祉施設サービスは特に注意〉

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。

また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

〈濃厚接触者は陰性でもさらに注意〉

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が一回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

〈クリニック等は疑い症例を積極的に発見〉

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築しています。そのため、医療機関、特にクリニックの皆様には、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただきますよう改めてお願いいたします。



医第07300009号
健第07300003号
令和2年7月31日

各医療機関・薬局等 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長



新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底について (依頼)

平素は本県の医療行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
医療機関・薬局等における院内感染対策の徹底については、これまで、令和2年4月24日付け医第04240002号、健第04240002号及び令和2年6月19日付け、医第06170002号、健第06170003号により感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染症の発生報告数が増加している状況に鑑み、各管理者におかれましては、職員はもとより、施設内に入出入りする関係者の感染防止対策の実施状況を再度確認していただくようお願いいたします。

特に、施設内でのクラスター発生を防止するため、職員については健康観察を徹底し、少しでも異常があれば業務に従事させないよう、また、発熱等の症状が続いている場合は、新型コロナウイルス感染症を疑い、保健所に相談するなど適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業において、マスク、フェイスシールド、エプロン、手袋など医療用物資の購入が可能ですので、今後の感染拡大に向けた十分な備えをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」

和歌山県HP <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

福祉保健部健康局医務課 医事調整班

TEL: 073-441-2955 (平日9:30~12:00 / 13:00~17:00)

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」

福祉保健部健康局医務課 地域医療班

TEL: 073-441-2604 (平日9:00~17:45)

MAIL: e0501002@pref.wakayama.lg.jp

担当

医務課 医事調整班 山本 山門

電話: 073-441-2600

FAX: 073-424-0425

健康推進課 感染症対策班 花光 並川

電話: 073-441-2643

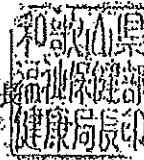
FAX: 073-428-2325



医第06170002号
 健第06170003号
 令和2年6月19日

各医療機関 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長



新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底について (依頼)

平素は本県の医療行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 医療機関における院内感染対策の徹底については、令和2年4月24日付け医第04240002号、健第04240002号によりお願いしているところです。
 その後、5月25日には中央政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国における緊急事態の解除が宣言され、当県においても、一定の移行期間を経て、外出の自粛や施設の使用制限など、県民の皆様への協力要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなりました。
 それに伴い、医療機関施設における面会等の対応については、特別な必要がある場合は施設内へ入ることを認めていただくようお願いして一部緩和しております。(別添「移行期間に伴う県民の皆様へのお願い」(第10冊))
 つきましては、各入院患者の状況を考慮の上、医療機関の管理者の判断により、適切な対応をいただきますようお願いいたします。
 なお、院内感染はクラスター発生の重大な要因となることから、別紙を参照のうえ感染防止対策にはこれまで通り徹底いただきますようお願いいたします。

担当
 医務課 医事調整班 山本 山門
 電話：073-441-2600
 FAX：073-424-0425
 健康推進課 感染症対策班 花光 並川
 電話：073-441-2643
 FAX：073-428-2325

移行期間中における県民の皆様へのお願い（第10弾）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策は、保健医療行政と、行動や営業の自粛といった県民の皆様への努力の足し算であると考えており、本県では、これまで、この二つの努力により感染の拡大を抑え込んでいます。

一方、全国状況を見ると終息には至っておらず、第2波の襲来も懸念されておりますが、県では、一定の基準（※）に基づき、自粛要請レベルの再引き上げを行うこととしているほか、PCR検査体制の強化や病床の増床により十分な医療提供体制を整えるなど、県民の皆様の安全を確保するための体制を構築しております。

また、県内における感染が小康状態となっている現状においても、「早期発見」、「早期隔離」、「徹底した行動履歴の調査」という保健医療行政の要を堅持し、感染の抑止に万全を期すこととしております。

こういった中、政府の基本的対処方針等で示されている移行期間が、6月19日から次の段階へとステップアップすることに伴い、「県民の皆様へのお願い（第9弾）」を下記のとおり改訂しました。

移行期間中における感染拡大防止の取組について、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※「和歌山県における自粛要請レベルの引き上げ基準」（別紙1）

記

1 安全な生活・安全な外出

[_____ 主な改訂部分]

(1) 基本的な感染予防対策の心がけ

- ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・ 感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。

(2) 密接はダメ 3密はもつとダメ

- ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。

(3) 発熱等、体調が優れないときは

- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出せず、クリニックを受診してください。
- ・ 従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、医療機関の受診を勧める等、適切な対応をお願いします。

(4) 新しいスタイルの働き方推進

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）等を活用し、働き方を工夫するようにお願いします。

(5) 全業種で業界ガイドライン等の遵守

- ・ 全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

(6) イベントの開催は態様や種別に応じた規模で

- ・ イベントの開催は、十分な感染防止対策を行ったうえで、「イベント開催制限の段階的緩和の目安」(※)を参考に、イベント等の態様や種別に応じた規模で開催してください。

※「イベント開催制限の段階的緩和の目安」（別紙2）

- ・ イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

2. 病院や福祉施設等集団生活を行っている施設

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・ 職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いいたします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・ 食事については、ピュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・ 入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・ 面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、施設内に入らないようにして対応してください。
- ・ 特別に必要があると管理者が判断した場合は、感染予防対策を徹底させた上で、施設内へ入ることを認めていただくようお願いいたします。

※ 自粛等協力要請の解除について (6月19日から)

- ・ 北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の5都道県(以下「5都道県」という。)への行楽や旅行等の移動は慎重に対応することのお願いを解除します。
- ・ 5都道県から帰省や転勤された方に対する2週間の自宅待機と「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡、もしくはインターネットによる登録のお願いを解除します。
- ・ 5都道県からの訪問者の受入を控えることのお願いを解除します。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
(危機管理局災害対策課 073-441-2261)

楠本・平田
(内線 2282)

本県における入院患者への対応の基本的考え方

令和2年6月19日現在（状況により見直す）

新型コロナウイルスによる院内感染を防ぐため、当面の対策として以下を基本に、対応に努める。

1. 新規入院

・肺炎患者や新型コロナウイルス感染症を疑う新規入院患者は、個室管理（多床室の個室利用を含む。）の上、新型コロナウイルス感染症の診断に必要なPCR検査等を実施する。

・その他の新規入院患者に対しても、医師が必要と判断した場合には、PCR検査を実施する。また、迅速に検査可能な抗原検査も有効に活用した上で、行政検査・院内検査を実施する。（それぞれの医療機関におけるPCR検査の実施については、別紙「PCR検査・抗原検査の類型別対象者、新型コロナウイルス感染症の検査診断のフローチャート」を参照してください。）

・新規入院患者で、新型コロナウイルス感染の疑いのある患者で、入院時のPCR検査が陰性であっても、症状等から新型コロナウイルスが疑われる場合は、再度PCR検査について、検体採取部位を変更するなどして実施する。＊発熱、咳、呼吸困難、胸痛、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛み・結膜充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

2. 術前患者の対応

・手術の予定入院の場合は、入院前に発熱や呼吸器症状等の確認を必ず行い、症状がある場合は、入院を延期する。

・入院患者で手術予定者が、発熱等の症状を認めた場合は、個室管理の上、PCR検査を実施する。実施にあたっては、別紙に基づき、抗原検査も活用しながら、行政検査又は院内検査を行う。

・頭頸部手術や気管内挿管を伴う全身麻酔が必要な術前の患者については、機械的に全例に実施するものではないが、医師が必要と判断した場合、院内検査や民間検査機関でPCR検査等を実施する。

3. 入院患者の対応

・入院患者が肺炎を併発し、新型コロナウイルス感染を疑う場合には、個室管理の上、PCR検査等を実施する。

4. その他

・入院患者の同室者や退院者、関わったスタッフや見舞客などの訪問者等の名簿記録を残しておくようにし、患者が発生するなどの必要時には行政の接触者等の調査に協力をお願いします。

・スタッフの健康状況に留意し、発熱等の症状ある場合は、出勤しない。

・感染予防策についての新型コロナウイルス感染症に対する感染管理については、国立感染症研究所等を参考に適切に実施する。特に、患者のケアについて、患者ごとの手指消毒を徹底する。

・入院中に死亡した患者（外来救急も含む。）についても、新型コロナウイルス感染の疑いを持ち、医師の判断により、PCR検査を実施する。

・分娩前で不安を訴える妊婦については、県及び和歌山市の補助事業があることから、その活用について説明する。詳細については、県及び和歌山市に確認されたい。

新型コロナウイルス感染症の小児入院患者の対応について

令和2年6月19日現在（状況により見直す）

新型コロナウイルス感染症の小児入院患者への対応については、行動抑制が困難などの特有の課題等があることから、学会の見解等を踏まえ、対応について考え方を以下のように整理する。

1. 保護者の同室付き添い

- ・小児患者が入院する場合は、原則として保護者の同室付き添いを要請すること。
- ・上記の場合、保護者は感染していない場合でも濃厚接触者となるため、患者に準じて対応を行うこと。その場合、保護者に感染する可能性があることをあらかじめ、十分に説明を行うこと。
- ・保護者が、小児を介護することが困難な場合は、医療機関と保健所及び県庁の間において、個別に対応を協議することとする。

2. 院内の診療体制について

- ・小児患者への院内診療体制については、小児科医師を中心に行うこととするが、他科医師も小児科医師の指導のもと、院内で連携して対応にあたる体制を構築すること。
- ・院内での他科と連携した診療体制を構築しても、小児科等の医師が不足するような場合は、必要に応じ医療機関と県庁との間において、個別に対応を協議することとする。

3. 広域的な入院医療体制について

- ・県は、重症患者を受け入れる医療機関に中等症以下の患者が集中するなどにより、特定の医療機関の負担が過大とならないように調整を行うこととする。
- ・そのために、県は各医療圏単位で入院病床の調査を行う等により、医療機関の役割分担を行うこととする。

4. その他

- ・流行期には、重症化リスク等の低い軽症患者で、保護者による介護が可能な場合は、自宅療養への移行を考慮することとする。
- ・その際に備え、かかりつけ医や地域の医師会および小児科医会と連携し、患者の健康状態のフォローアップを行う体制をあらかじめ構築することとする。

令和2年6月17日現在

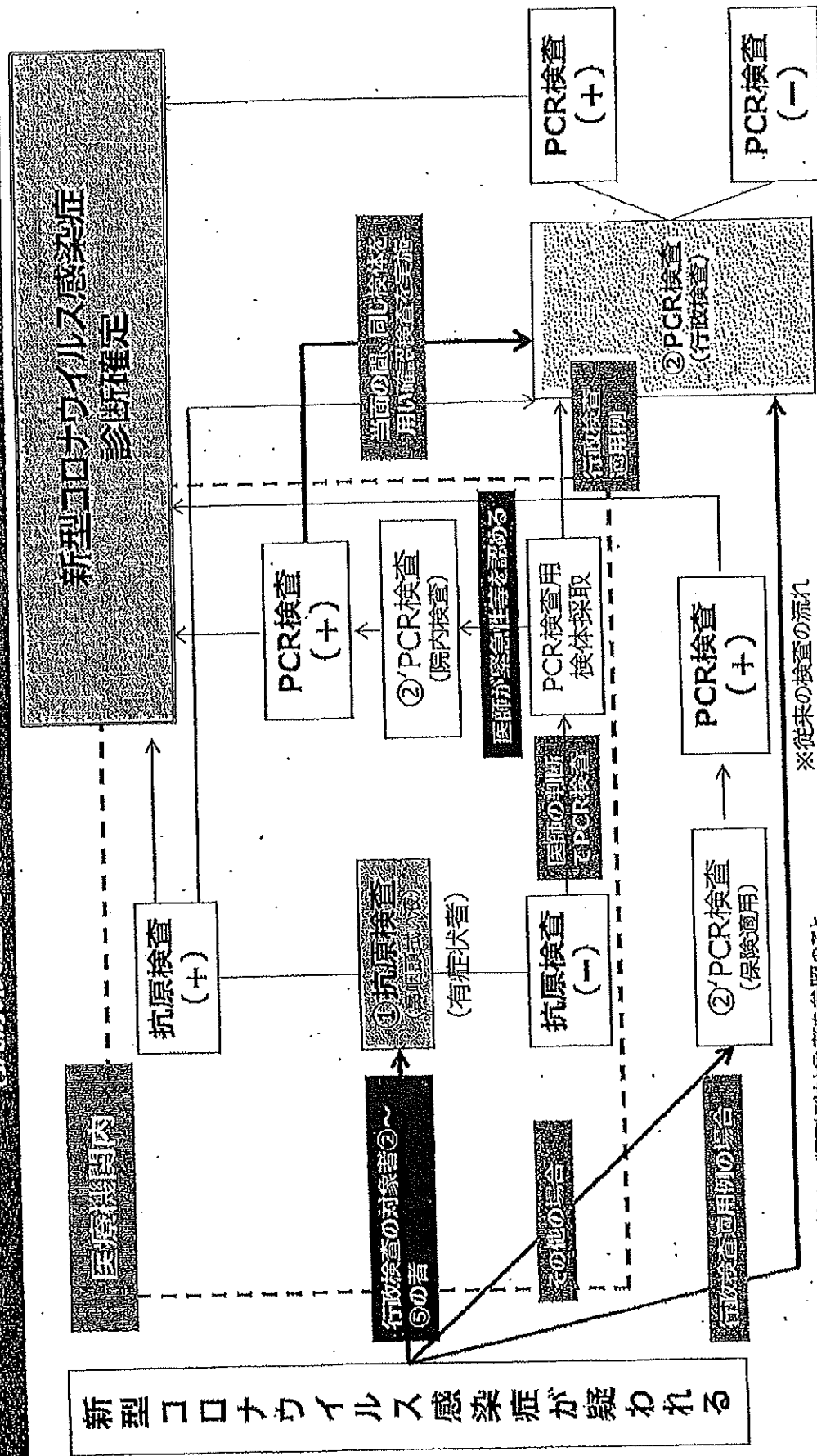
PCR検査・抗原検査の類型別対象者

今後、状況に応じて見直す予定

PCR検査(従)		院内検査(新)		保険適用検査(新)	
検体採取	帰国者・接触者外来を開設する医療機関等	県がPCR機器等を配備する病院		県が委託契約を結ぶ医療機関	
方法	PCR検査	PCR検査	PCR検査	PCR検査	抗原検査
対象	<ul style="list-style-type: none"> ①濃厚接触者 ②県外に滞在歴・勤務歴がある患者 ③肺炎患者 ④感染の疑いのある医療・介護・福祉・教育関係者 ⑤医師が緊急性を認める患者 ⑥コロナ感染者退院前検査 	<p>下記のうち、医師が必要と認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全身麻酔等の感染リスクのある処置・手術予定患者 ②分娩前 ③感染の疑いのある病院職員 ④入院を要する救急受診患者 ⑤その他、医師が緊急性を認める入院・外来患者 ⑥抗原検査との併用 <p>※原則、行政検査の対象となる場合を除く</p> <p>注) 各病院約1か月試行期間後、保険適用に移行予定とするが、保険適用は診断を目的とした場合に限る</p> <p>注) 有症状態については2検体検査</p>	<p>医師が必要性を認める場合</p> <p>※行政検査の対象となる場合を除く</p>	<p>行政検査の対象者②～⑤の者</p> <p>※抗原検査後のPCR検査及び行政検査及び院内検査も可能</p>	鼻咽喉ぬぐい液
検体	2検体 ※当直、陽性者とは唾液検査追加	有症状態者：2検体 無症状態者：1検体で可（※但し、唾液のみの検査は不可）			
検査機関	地方衛生研究所	病院（県が配備するPCR機器を使用して検査）		民間検査機関等	

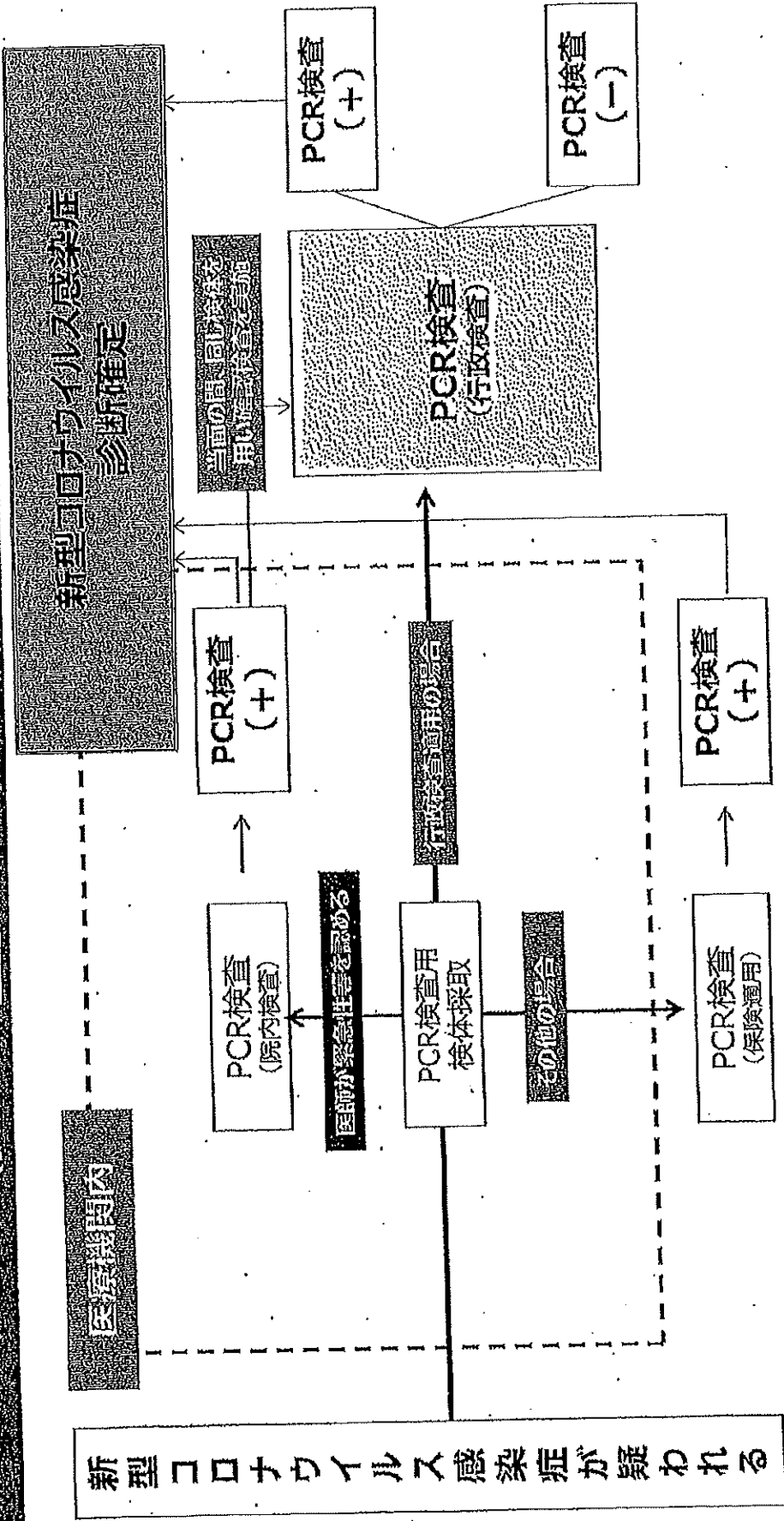
注：①院内検査で陽性となった場合は、当面の間、行政で再度確認の検査を実施する。また、院内検査で陰性の場合も医師の判断で行政に検査依頼できる
 ②抗原検査で陰性の場合、医師の判断を要し、PCR検査（行政・院内）で再度確認できる
 ③院内検査や保険適用検査においては、実施例の定期的報告と、陽性例については、迅速な報告を言轄保健所に行う
 ④検体採取の優先順位は、i) 下気道由来検体（喀痰もしくは気管吸引液）、ii) 鼻咽喉ぬぐい液、iii) 唾液 とする。唾液の検体は、容器採取の感染予防に留意する。
 ⑤有症状態者の唾液検体は発症後9日以内のものに限る。有症状態で唾液検体を用いることができない場合は、代わりに咽頭ぬぐい液を採取する

新型コロナウイルス感染症の検査診断のフローチャート①
 (抗原検査可・院内検査可・保険適用検査可)



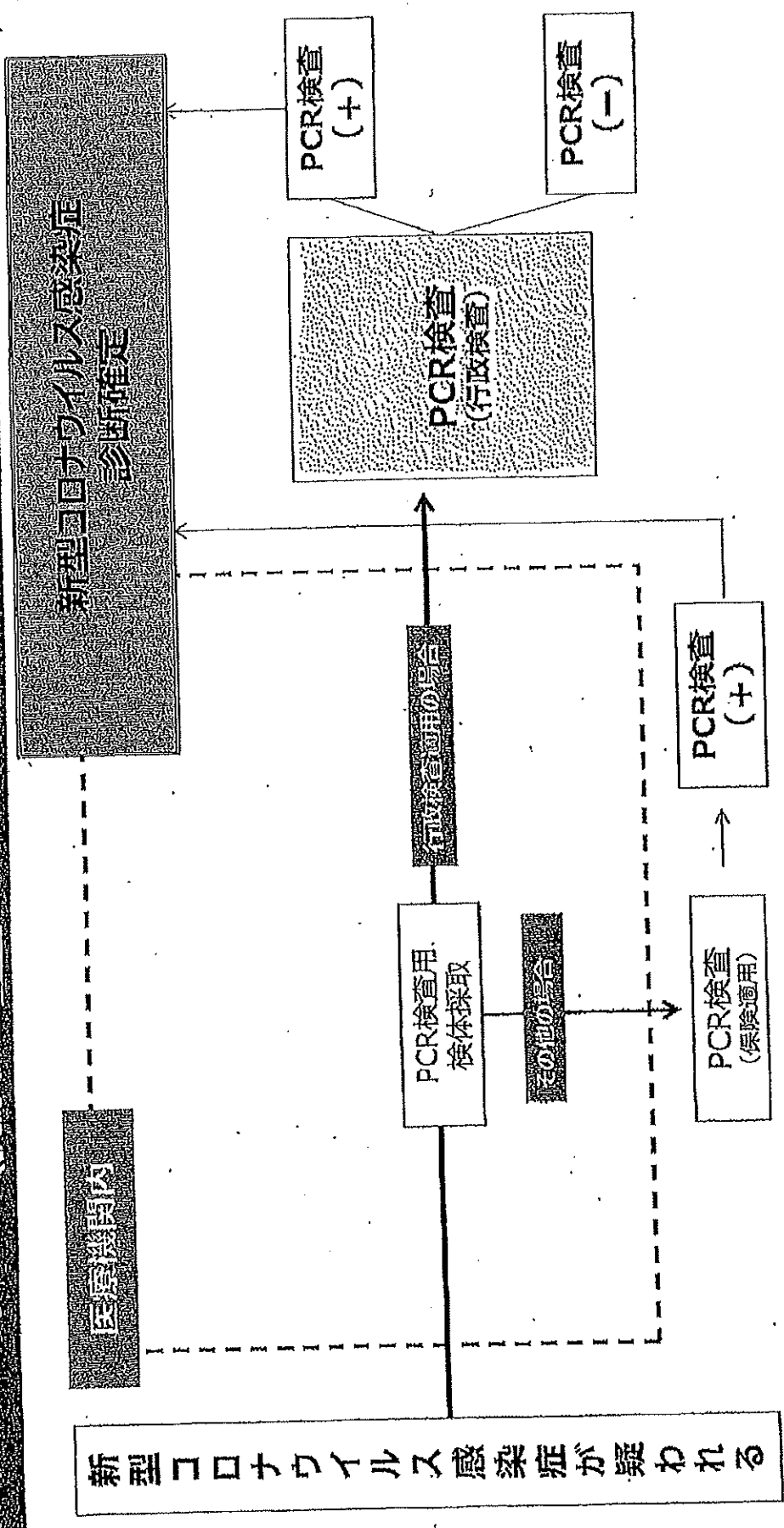
※従来の検査の流れ
 注：PCR検査・抗原検査の類型別対象者を参照のこと
 注：検体採取の優先順位は、i)下気道由来検体 (喀痰もしくは気管吸引液)、ii) 咽頭・鼻咽頭ぬぐい液、iii) 唾液とする
 注：行政検査とその他の検査結果が異なる場合は、原則として行政検査の結果を優先することとし、その都度個別に対応を行う

**新型コロナウイルス感染症の検査診断のフローチャート③
(抗原検査不可・院内検査可・保険適用検査可) 案**



注：PCR検査・抗原検査の類型別対象者を参照のこと
 注：検体採取の優先順位は、i) 下気道由来検体（喀痰もしくは気管吸引液）、ii) 咽頭・鼻咽頭ぬぐい液、iii) 唾液とする
 注：行政検査とその他の検査結果が異なる場合は、原則として行政検査の結果を優先することとし、その都度個別に対応を行う

新型コロナウイルス感染症の検査診断のフローチャート④
(抗原検査不可・院内検査不可・保険適用検査可)

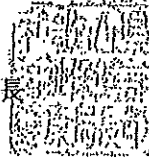


注：PCR検査・抗原検査の類型別対象者を参照のこと
 注：検体採取の優先順位は、i) 下気道由来検体（陰痰もしくは気管吸引液）、ii) 咽頭・鼻咽頭ぬぐい液、iii) 唾液とする
 注：行政検査とその他の検査結果が異なる場合は、原則として行政検査の結果を優先することとし、その都度個別に対応を行う

医第04240002号
健第04240002号
令和2年4月24日

各医療機関 管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長



新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底について (依頼)

平素は本県の医療行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記については、令和2年4月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その3)」により、医療従事者の感染予防対策の徹底をお願いしているところです。
しかしながら、感染拡大が続く中、「緊急事態宣言」が全国に拡大された現在の状況を鑑みて、医療機関におかれましては、更なる感染防止対策を実施するとともに、下記により医療機関に関連する全ての関係者に対する感染防止策の徹底をお願いいたします。

記

- ・医療従事者は標準予防策に加えて、飛沫・接触感染予防策を徹底し、全ての外来患者に対して受診前後の手指衛生を心がけ、患者・医療従事者の触れる箇所や物品の消毒等を行う。さらに、医療機関は、新型コロナウイルス感染症が疑われる方が受診する際には、あらかじめ受診時間を伝える等により他の患者との受診時間をずらす、待合室を別にするなど時間的・空間的に他の患者と分離するなど十分な感染予防策を講じる。
- ・医療従事者だけでなく、医療機関事務職員、関連委託業者従業員等、医療機関に関連する全ての関係者が出入りする際には、事前の体温測定や問診票の提出を義務づけるなどの対応策を講じる。
- ・なお、医療機関に関連する全ての関係者について、微熱、咳、下痢等の症状が軽い場合であっても、必ず自宅待機し、必要に応じて適切に医療機関を受診するよう指導する。
- ・入院前及び入院時には、発熱、咳等、患者及びその家族の症状も含めて把握し、状況に応じて入院時期の延期を検討する。また入院にあたっては個室対応等の感染予防に努める。
- ・また、入院患者やその関係者について、これまで以上に発熱、咳等の症状に注視し、容態が変化した際には所管の保健所に連絡の上、その指示を仰ぐ。

以上の予防策について、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

担当
医務課 医事調整班 山本 山門
電話：073-441-2600
FAX：073-424-0425
健康推進課 感染症対策班 花光 並川
電話：073-441-2643
FAX：073-428-2325

事務連絡

令和2年4月7日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その3)

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について(その2)」(令和2年2月21日付け事務連絡)、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月25日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」(令和2年3月11日付け事務連絡)等により周知をお願いしているところです。

今般、医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染する事例が増加しています。医療機関において新型コロナウイルス感染事例が発生した場合、別の医療機関にも患者・医療従事者を通して感染の範囲が広がる可能性があります。医療機関内での集団感染は地域医療提供体制に大きな影響を与えるものであり、新型コロナウイルス感染症を疑うか否かに関わらず、標準予防策の徹底が必要です。

令和2年4月7日、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が改定されました。その中で、医療関係者が新型コロナウイルス感染症に感染する類型は、「①COVID-19と診断または疑われている患者を診察して感染」、「②COVID-19と診断または疑われていない患者から感染」、「③市中や医療従事者間での感染」に分類され、それぞれの対応策が記載されており、以下に抜粋いたしました。

なお、医療機関において感染事例が発生した場合は、「5 関係者が感染者であった際の対応について」に記載されている通り、消毒等対応や濃厚接触者の特定を行い、患者発生状況や疫学調査の結果を踏まえ、必要な場合には保健所と相談の上対応を決定するため、一律に部分的、全体的施設閉鎖等を考慮しないよう、再度の周知をお願いいたします。

また、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2.1版)」の標準予防策の図示、医療従事者の暴露のリスク評価等記載についても改めてご確認ください。

医療従事者向けの院内感染の注意喚起に関するポスター(別添)がありますので、上記事務連絡とあわせて参考にするよう、貴管下医療機関に対して周知をお願いいたします。

(参考)

○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(2020年4月7日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2.1版)」(2020年3月10日日本環境感染学会)

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.1.pdf

＜新型コロナウイルス感染症の留意事項＞

(「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020 年 4 月 7 日)」より抜粋)

この文書は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

1 医療関係者の感染予防策

COVID-19 の院内感染クラスターの発生増加を踏まえ、2020 年 4 月 6 日現在で、これまでに確認された院内感染クラスターの発症日を発症日に基づいて推定すると患者が 70%、医療関係者が 30%であった。医療関係者が新型コロナウイルス感染症に感染する類型としては、「①COVID-19 と診断または疑われている患者を診察して感染」、「②COVID-19 と診断または疑われていない患者から感染」、「③市中や医療従事者間での感染」、に分類される。医療関係者は感染者に曝露する機会が多だけでなく、いったん感染すると自身が院内感染の原因となりうることを考慮すると、医療関係者は①～③どの場面においても、それぞれの類型に応じた十分な感染防止策を講じる必要がある。

「①COVID-19 と診断または疑われている患者を診察して感染」することを防ぐためには、「2 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診察時の感染予防策」(後述)を徹底することが重要である。

「②COVID-19 と診断または疑われていない患者から感染」することを防ぐためには、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・風邪の症状や発熱のある患者や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある患者は迅速に隔離し、状況に応じて PCR 検査の実施を考慮する。

「③市中や医療従事者間での感染」することを防ぐためには、

- ・医療者が日常生活において高リスクな環境 (3 密) を徹底的に避けて感染しないことが最も重要である。
- ・院内では院内感染対策を徹底し、事務室や医療者控室では、密集を避けて換気すること、共用物を減らすこと、集団で食事をする際にはリスクがあることを認識することが重要である。

- ・医療機器等実用機器はこまめに消毒することが必要である。
- ・医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には職場には行かず、電話等で職場管理者と相談する。

2 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診療時の感染予防策

COVID-19 患者（確定例）、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う
- II 診察室および入院病床は個室が望ましい
- III 診察室および入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する
- IV 1) 上気道の検体採取を実施する場合（鼻咽頭ぬぐい液採取等）
サージカルマスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン（不足の場合はエプロン可）、手袋を装着する
2) エアロゾルが発生する可能性のある手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）
N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する
- V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する
なお、職員（受付、案内係、警備員など）も標準予防策を遵守する。

・N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行い、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。

・手袋、帽子、ガウン、覆布（ドレープ）、機器や患者環境の被覆材などには、可能な限り使い捨て製品を使用する。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境（病室など）より持ち出し、焼却処理する。リネン類の洗濯にあたっては、通常の 80℃・10 分間の熱水消毒後、洗浄を行う。

3 自宅等での感染予防策 (略)

4 環境整備 (略)

5 関係者が感染者であった際の対応について
「3 環境整備」に準じて消毒等対応を行い、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に従って、濃厚接触者の特定を行う。一律に部分的、全体的施設閉鎖等を考慮すべきではない。患者発生状況や、疫学調査の結果を踏まえ、必要な場合には保健所と相談の上、対応を決定する。

参考
(略)

(「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2.1版)」より抜粋)

表1 医療従事者(注1)の曝露のリスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況(注2)	曝露のリスク	健康観察の方法(注7) (最後に曝露した日から14日目まで)	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と長時間(注5)の濃厚接触あり(注6)			
医療従事者のPPE:着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
医療従事者のPPE:サージカルマスクまたはN95マスクの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
医療従事者のPPE:サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	低リスク	自己	なし
医療従事者のPPE:ガウンまたは手袋の着用なし(注3)	低リスク	自己	なし
医療従事者のPPE:推奨されているPPEをすべて着用(N95ではなくサージカルマスクを着用)	低リスク	自己	なし
マスクを着用していない新型コロナウイルス感染症患者と長時間(注5)の濃厚接触あり(注6)			
医療従事者のPPE:着用なし	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
医療従事者のPPE:サージカルマスクまたはN95マスクの着用なし	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
医療従事者のPPE:サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし(注4)	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
医療従事者のPPE:ガウンまたは手袋の着用なし(注3)(注4)	低リスク	自己	なし
医療従事者のPPE:推奨されているPPEをすべて着用(N95ではなくサージカルマスクを着用)(注4)	低リスク	自己	なし

Interim U.S. Guidance for Risk Assessment and Public Health Management of Healthcare Personnel with Potential Exposure in a Healthcare Setting to Patients with 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV) 2020年3月4日版をもとに作成

注1 医療従事者

ここでいう医療従事者とは、医療機関で勤務するすべての職員を指す。

注2 記載されているPPE以外のPPEは着用していたと考える。例えば「眼の防護なし」とある場合は、それ以外の推奨されるPPE(マスク、手袋、ガウン)は着用していたと考える。

注3 体位変換などの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクと判断する。

注4 医療従事者が大量のエアロゾルを生じる処置（下記）を実施した場合やこれらの処置を実施中の病室内に滞在した場合は中リスクと判断する。エアロゾルを生じる処置とは、気管挿管・抜管、HPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、用手換気、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発探検などを指す。

注5 接触時間

ここでいう接触時間の長さは以下を目安とする。

長時間：数分以上

短時間：約1～2分

注6 濃厚接触

ここでいう濃厚接触とは以下のいずれかを指す。

- A) COVID-19 患者の約2メートル以内で長時間接触する（例えば、ケアを行う、または、2メートル以内に亘って話しをするなど）
- B) 個人防護具を着用せずに患者の分泌物や排泄物に直接接触する（例えば、咳をかけられる、着手で使用済みのティッシュに触れるなど）

濃厚接触の有無を判断する際は、接触した時間（長いほうが暴露の可能性が高い）、患者の症状（咳がある場合は暴露の可能性が高い）、患者のマスク着用の有無（着用していれば飛沫による他者や環境の汚染を効果的に予防することができる）についても考慮する。

以下の状況では、患者のマスク着用の有無にかかわらず、医療従事者が推奨される個人防護具を着用していない場合でも低リスクと考えられる。

- ・ 受付で短時間の会話を交わした場合
- ・ 病室に短時間入ったが患者や分泌物/排泄物との接触がない場合
- ・ 退院直後の病室に入室した場合

患者のそばを通りかかったり、病室に入らず、患者や患者の分泌物/排泄物との接触がない場合、リスクはないと判断する。

注7 健康観察の方法

以下の二つの方法がある。いずれの場合も症状（発熱または呼吸器症状）が出現した時点で直ちに他の人から離れ（マスクがあれば着用し）、医療機関の担当部門に電話連絡のうえ受診する。

積極的：医療機関の担当部門が帰郷した医療従事者に対し、発熱または呼吸器症状の有無について1日1回、電話やメール等で確認する。

自己：帰郷した医療従事者自身が業務開始前に発熱または呼吸器症状の有無を医療機関の担当部門に報告する。

院内・施設内感染にご注意!!

緊急告知!!

新型コロナウイルス

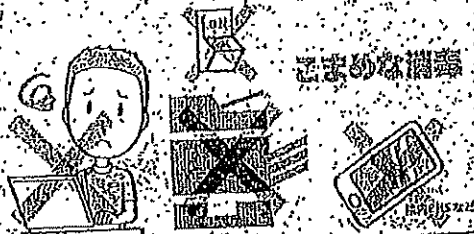
医療従事者からの感染拡大パターン

軽めの症状



咽頭痛・倦怠感など
手洗い・手指消毒
マスク着用
顔まわりを触らない

医療機器等実用機器



こまめな消毒

院内休憩所



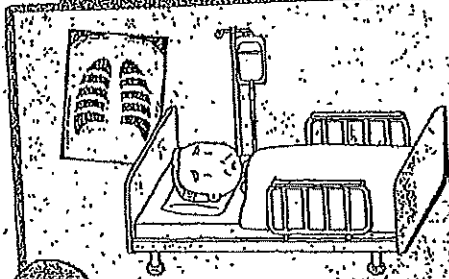
窓を開けて換気
人との間を開ける

歓送迎会等



プライベートの
行動の見直しを

入院患者からの感染拡大パターン



入院中の 原因不明の肺炎には PCR検査を!

医療機関よりPCR検査が提出できます!
各都道府県へお問い合わせください。



ひとり一人の心配りと行動でみんなの生命を守ろう



県民の皆様へのお願い（令和3年4月23日）

4月23日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）から、「緊急事態宣言」が出されました。期間は、4月25日(日)から5月11日(火)までの間、区域は、東京都・京都府・大阪府・兵庫県です。また、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に、愛媛県が追加されます。

つきましては、「県民の皆様へのお願い」を下記のとおり見直しましたので、県民の皆様におかれましては、下記項目に御留意の上、行動いただきますようお願いいたします。

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ◇ ◇
- ・ カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える
- ・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
- ◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- ◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

【特に今、お願いしたい項目】

- ・ 不要不急の外出を控える（令和3年5月9日まで）
- ・ 和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月9日まで）
- ・ 家族以外とのカラオケを控える
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える
- 期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間
- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛
- ・ 大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛
- ・ 学校の部活動の制限について
- 全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施
- それ以外は、原則、延期または中止
- 感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・カラオケ等の催しが原因と思われるクラスター事例がありました。マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控えてください。

医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

不要不急の外出を控える

- ・和歌山県内にお住まいの方は、令和3年5月9日までの間、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月9日まで）

- ・和歌山市内に所在する飲食店については、午後9時までの営業とするようお願いいたします。

家族以外とのカラオケを控える

- ・グループでカラオケを行い、その参加者が多数、感染するという事例が発生しました。このことを受け、当面の間、友人・知人等とのカラオケは控え、家族のみで楽しんでいただきますようお願いいたします。

大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える

- ・各都府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都府県への不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

感染防止策が徹底されないイベントの開催や、大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は、延期・自粛

- ・感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛をお願いします。また、大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛をお願いします。

学校の部活動について、全国・近畿大会につながる大会は原則、実施。それ以外は原則、延期または中止 感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

- ・学校の部活動について、大会のうち、全国大会や近畿大会につながる大会は、原則実施することとします。それ以外の大会は、原則、延期または中止とします。練習にあたっては、感染防止対策に応じて、活動内容に制限を設けることとします。